

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	63条・78条 返還番号別データ	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	旭区役所生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	事務の進捗管理	
記録項目	1 ケース番号、2 返還番号、3 返還引当番号、4 債権者氏名、5 保護受給の有無、6 現況、7 平成26年7月以降の保護費に対して第78条の徴収決定をしている債権、8 平成30年10月以降の保護費に対して、第77の2徴収決定した63条債権を含む、9 返還根拠法令、10 調定額、11 収入額、12 不能欠損（消滅時効）合計額、13 不納欠損（債権放棄）合計額、14 決算時の未収額、15 返済状況、16 完済年度	
記録範囲	返還金のある生活保護受給者	
記録情報の収集方法	返還金登録した際に作成される「生活保護費徴収金等収入決議簿」及び「収入整理簿」	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務局行政部行政課 (情報公開グループ)	
	(所在地) 〒530-8201 大阪府北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	-	